

(4)ハラスメント対策

ハラスメントに対しては、平成 14 年 3 月に「セクシュアル・ハラスメント防止宣言」を行うとともに、ガイドライン、セクハラ防止対策委員会を設置しました。その後、セクハラ以外のアカデミック・ハラスメント等にも対応できるよう規程を整備し、委員会の名称も「ハラスメント防止対策委員会」に変更しました。

委員会のメンバーは 4 名（男女教職員各 2 名で構成、うち 1 名は学生部長）からなり、相談・調整・調停とともに、啓発、その他防止体制整備に必要な事項を担っています。また不定期ではありますが、講演会・研修会を催し、ハラスメント防止強化月間（毎年 11 月）を設定するなど啓発活動に努めています。毎年度初めのオリエンテーションにおいては、学生に、ハラスメント防止および相談窓口を周知させるとともに、学生便覧にも案内や啓發文書を掲載しています。

重大な事案が発生し、防止対策委員会の調整・調停による解決が不調に終わった場合、さらに事実調査を経たうえで救済措置や再発防止措置をとる必要があると判断した場合には、事案をハラスメント事実調査委員会に送付することになっています。